

議案第 1 1 5 号

令和元年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 1 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 5 0 , 2 0 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和元年 1 2 月 2 日提出

笠間市長 山口 伸樹

第 1 表
歳 入

歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		187,270	△ 42	187,228
	1. 他会計繰入金	187,270	△ 42	187,228
6. 諸収入		16,865	954	17,819
	1. 延滞金, 加算金及び過料	81	111	192
	4. 雑入	15,233	843	16,076
歳入合計		849,295	912	850,207

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連合 納付金		822,530	111	822,641
	1. 後期高齢者医療広域連合 納付金	822,530	111	822,641
4. 保 健 事 業 費		16,485	801	17,286
	1. 保 健 事 業 費	16,485	801	17,286
歳 出	合 計	849,295	912	850,207

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
高 齡 者 健 康 診 査 業 務 委 託	令和 2 年度	<div style="text-align: right;">千円</div> 15,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金	187,270	△42	187,228
6. 諸収入	16,865	954	17,819
歳入合計	849,295	912	850,207

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 後期高齢者医療広域連合 納付金	822,530	111	822,641			111	
4. 保健事業費	16,485	801	17,286			801	
歳出合計	849,295	912	850,207			912	

2. 歳入

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	187,270	△42	187,228	1. 一般会計繰入金	△42	後期高齢者健診事業繰入金 △42
計	187,270	△42	187,228			

(款) 6. 諸収入

(項) 1. 延滞金, 加算金及び過料

1. 延滞金	80	111	191	1. 保険料延滞金	111	後期高齢者医療保険料延滞金 111
計	81	111	192			

(款) 6. 諸収入

(項) 4. 雑入

4. 後期高齢者健診委託金	14,030	843	14,873	1. 後期高齢者健診委託金	843	後期高齢者健診委託金 843
計	15,233	843	16,076			

3. 歳 出

(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 後期高齢者 医療広域連 合納付金	822,530	111	822,641			111		19. 負担金補助 及び交付金	111	後期高齢者医療保険料延滞 金納付金 111
計	822,530	111	822,641			111				

(款) 4. 保健事業費

(項) 1. 保健事業費

1. 後期高齢者 健康診査費	16,485	801	17,286			801		12. 役務費	11	特定健康診査等データ管理 システム手数料 11
								13. 委託料	790	高齢者健康診査委託料 790
計	16,485	801	17,286			801				

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
高 齢 者 健 康 診 査 業 務 委 託	千円 15,000		千円	令和2年度	千円 15,000	千円	千円	千円	千円